

## とうおん移住定住促進事業補助金

概 要	本市の移住定住の受け皿となる志津川土地区画整理事業地内の保留地又は東温市土地開発公社が販売する分譲地(以下「保留地等」という。)に住宅を建築し、新たに居住を開始する方を対象として、予算の範囲内で補助金を交付します。	
期 間	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日	
補 助 対 象 者	次の要件を全て満たす必要があります。 (1)平成 28 年度以降に売買契約(令和 2 年 3 月 31 日までの契約に限る。)を締結した保留地等において、土地の引渡し後 2 年以内に住宅を取得し、かつ、居住を開始した者 (2)保留地等において取得した住宅の所有権を有する者 (3)同一世帯全員が、市税等を滞納していない者 (4)自治区(「組」及び「区」をいう。)に加入している者 (5)暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者	
申請時期	居住開始以降(転入・転居日から 6 ヶ月以内)	
定 義	保留地	土地区画整理事業により新たに生み出された土地で、公募により販売されるものをいう。
	売買契約	東温市志津川土地区画整理組合又は東温市土地開発公社と締結する土地売買契約のことをいう。
	住宅	台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅で延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供しているものを含む。)をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除く。
	居住	住民基本台帳に記載された住所地を生活の本拠とし、生活を営むことをいう。
	取得	新築住宅の建築及び建売住宅の購入をいう。
補助金額	基本額	1 件につき 30 万円
	加算額	更に、補助対象者が以下の場合、補助金額を加算します。ただし、加算額の上限は 120 万円となります。 ①交付申請日において、18 歳未満の子(申請年度の 4 月 1 日現在)が同一世帯にいる場合 1 人につき 40 万円 ②東温市外から転入した場合 30 万円 ③取得した住宅が東温市志津川グリーン・エハウスの認定を受けている場合 10 万円
	算定時期	交付申請時に補助額を算定します。 ※加算要件等の合致の判断は遡りません。



お問い合わせ  
 産業建設部 都市整備課 都市計画係  
 TEL 089-964-4412

